

令和3年度第2回旭川市国民健康保険運営協議会

1 開催期間

令和3年12月28日（火）から令和4年1月14日（金）まで

2 開催方法

書面開催

3 議事

諮問事項

令和4年度の国民健康保険料について

4 参加委員

(1) 被保険者代表（全5名）

菊地委員，高橋委員，田中委員，古谷委員，本多委員

(2) 保険医又は保険薬剤師代表（全5名）

青木委員，大橋委員，橋本委員，正時委員，吉田委員

(3) 公益代表（全5名）

市川委員，羽原委員，高橋委員，松下委員，森委員

(4) 被用者保険等保険者代表（全1名）

佐藤委員

5 議事録署名委員

青木委員

菊地委員

6 諮問事項に対する質問・意見

別紙1のとおり

7 議事結果

別紙2のとおり

諮問事項に対する質問・意見
 (令和3年度第2回旭川市国民健康保険運営協議会)

全体を通して

《質問》
 委員 1

① 減免・軽減措置はR6年度を目途に全て廃止と認識しておりましたが、資料3-2において(1)介護分保険料を減免、(2)支援金保険料を減免に関してはR6年度「0円」(廃止)となっているのに対し、(3)18歳未満減免、(4)市独自軽減ではR6年度「—」となっているのは、それ以降も継続の可能性があるということでしょうか。

① 資料3-2の(3)18歳未満減免及び(4)市独自軽減においてR6年度が「—」と表示していますが、「—」の表記は「廃止」又は「終了」を意図しています。
 29年に計画した激変緩和措置の当初案では、いずれの減免においてもR6までの段階的縮小を予定しておりましたので、それ以降の想定はしておりません。

② 税金・健康保険料の納付は国民の義務であり、介護保険料の納付もこれらと同様と存じます。鑑みるに説明要旨P6に「介護分に係る世帯への配慮が必要となります。」との文言に違和感を感じます。もちろん被保険者にとっては保険料が安いに越したことはありませんが、

② 国民健康保険以外の他の健康保険加入者においても、40歳から64歳までは介護分保険料がかかりますので、負担公平の原則からすると、国民健康保険加入者の介護分保険料に係る世帯になぜ配慮が必要なのかの説明が足りませんでした。
 この記述の意味としては、国民健康保険は他の健康保険と異なり保険料の事業主負担(保険料の半額を事業主が負担してくれる制度)がないため、賦課された保険料の全額を被保険者が負担しなければなりませんので、医療分、支援金分の保険料に加え、介護分の保険料も負担するとなると、国民健康保険の対象者(約30%)にはかなり負担が大きくなることから、何らかの配慮が必要との意味合いで記述したものであります。

③ 資料3-8左下表「対象者の推移」において、H25年度からH26年度にかけて世帯数で1/7、被保険者数で1/9に激減していますが、軽減基準額の算定方法に変更があったということでしょうか。

③ H25年度からH26年度にかけて対象世帯数が大きく減少したのは、市独自の2割軽減制度がH26年度から法定軽減の対象になったことで、対象世帯が大きく減少しました。
 H26年度からは市独自の2割軽減は、法定軽減(7割・5割・2割)の対象にならない1割軽減となりました。

1 諮問事項

令和4年度旭川市国民健康保険料について

議事結果（答申案意見集約結果）

諮問事項1 基礎控除後所得167万円以下の世帯に属する40歳から64歳までの被保険者数に応じた減免について

答申案①据え置き・・・・・・・・・・0名

答申案②拡大・・・・・・・・・・0名

答申案③縮小・・・・・・・・・・16名

答申案④廃止・・・・・・・・・・0名

【委員からの意見等】

- ・私どもからは実態が見えづらいがやむを得ないかと思う。他の教育・福祉施策等で補える部分があるかもしれない。
- ・R6年度廃止に向けて、1,500円（現行）～1,000円（R4年度）～500円（R5年度）～0円（R6年度）が妥当であろうと考えます。
- ・令和6年度までに赤字を解消するため、予定どおりに縮小。

諮問事項2 7割・5割軽減対象世帯の減免について

答申案①据え置き・・・・・・・・・・15名

答申案②拡大・・・・・・・・・・0名

答申案③廃止・・・・・・・・・・1名

【委員からの意見等】

- ・被保険者にとってそれほど大きな効果を感じられず、いずれ他の制度と同様に廃止予定であれば、同時に廃止する激変を避けるためにも、今のうちに廃止したほうが良いと考えます。
- ・計画どおりで問題ない。

諮問事項3 市独自の低所得世帯の軽減について

答申案①据え置き・・・・・・・・・・2名

答申案②拡大・・・・・・・・・・0名

答申案③廃止・・・・・・・・・・14名

【委員からの意見等】

- ・当初の計画より2年延長したので廃止もやむを得ない。
- ・やむを得ない。R2で対象が110世帯と少ないので、ある程度実情を把握されてのことかと思えます。
- ・対象世帯数・対象被保険者数は少ないが廃止になった場合、当事者にとって額が大きいだけに慎重な配慮が必要かと思われれます。特に質問1で挙げたように今後の廃止が未定であるのなら今年度は据え置きで良いと考えます。
- ・据え置くか迷う部分もあるが、保険料水準の統一を図るということを考えると、市独自の制度は廃止した方が良い。

諮問事項 4 18歳未満の均等割減免について

- 答申案①据え置き・・・・・・・・・・ 1名
- 答申案②拡大・・・・・・・・・・ 15名
- 答申案③縮小・・・・・・・・・・ 0名
- 答申案④廃止・・・・・・・・・・ 0名

【委員からの意見等】

- ・未就学児の時から就学以降も減免が受けられる。
- ・とりあえず今年度は据え置きとしておいて、「少子化問題」「子どもの貧困問題」に対する国の施策を見ながら、市独自の施策を今後検討するということが良いと思います。
- ・国の制度とずれがないようにするべきと考える。

諮問事項 5 旭川市国民健康保険料賦課限度額の改定について

- 答申案①据え置き・・・・・・・・・・ 0名
- 答申案②法定賦課限度額・・・・・・・・ 16名

【委員からの意見等】

- ・国と同額が良い。

【その他意見等】

- ・控除後所得167万円のモデル世帯を例に。令和4年度は10,380円増となりますとありますが、負担は大きいです。
- ・高齢化で医療費が高くなる急激な変動がない限り、令和6年度を目処に進めることが大切です。
- ・資料が見やすく、分かりやすかったと思います。